

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

《 令和 7年 6月 19日 現在 》

1 支援事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 豊 生 会
代 表 者 名	理事長 石 村 光 宏
所在地・連絡先	(住 所) 熊本県宇城市豊野町糸石 2 5 1 3 番地 (電 話) 0 9 6 4－4 5－3 7 5 5 (F A X) 0 9 6 4－4 5－2 9 3 9

2 事業所の概要

(1) 事業者名称及び事業所番号等

事 業 所 名	指定居宅介護支援事業所 水晶苑
所在地・連絡先	(住 所) 熊本県宇城市豊野町糸石 2 5 1 3 番地 (電 話) 0 9 6 4－4 5－3 7 5 5 (F A X) 0 9 6 4－4 5－2 9 3 9
事 業 所 番 号	熊本県指定第 4371300130 号
開 設 年 月 日	平成 1 7 年 4 月 6 日
管理者の氏名	主任介護支援専門員 西口 丈三

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人 数 (人)	区 分		常勤換算後の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管 理 者	1	1		1	運 営 管 理 (主任介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	3 人以上	3 人以上		3 人以上	居宅介護支援サービスの提供
事 務 員 等					

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	宇城市、美里町、宇土市、熊本市
---------	-----------------

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
平 日	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

営業しない日	土、日、年末・年始（12／29～1／3） 但し、緊急の場合は、常に対応がとれる体制とする。
--------	--

3 提供する居宅介護支援サービスの内容、提供方法

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ 利用施設の紹介その他便宜の提供

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担額はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、ご利用者は、1ヶ月につき、下記①の居宅介護支援費をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

① ア 居宅介護支援費（取り扱い件数が 40 件未満）

要介護 1, 2	要介護 3, 4, 5
1086 単位	1411 単位

- イ 介護予防支援費（市町村から指定を受けて行う場合）
472 単位／月

② 加算等

- ア 初回加算 300 単位／月
 - ・新規に居宅サービス計画を策定した場合
 - ・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
- イ 特定事業所加算
 - ・特定事業所加算（I） 519 単位／月

・特定事業所加算（Ⅱ）・・・ 4 2 1 単位／月

・特定事業所加算（Ⅲ）・・・ 3 2 3 単位／月

※他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加しなければならない

・特定事業所加算（A）・・・ 1 1 4 単位／月

ウ 入院時情報連携加算

入院時情報連携加算（Ⅰ）・・・ 2 5 0 単位／月

・利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）

入院時情報連携加算（Ⅱ）・・・ 2 0 0 単位／月

・利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）

※（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定は不可

エ 退院・退所加算

「カンファレンス参加無」

連携 1 回・・・ 4 5 0 単位

連携 2 回・・・ 6 0 0 単位

「カンファレンス参加有」

連携 1 回・・・ 6 0 0 単位

連携 2 回・・・ 7 5 0 単位

連携 3 回・・・ 9 0 0 単位

・入院又は入所期間中 1 回を限度に、医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

※ただし、「連携 3 回」を算定できるのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医等との会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成した場合に限る

※初回加算との同時算定は不可

オ 通院時情報連携加算・・・ 5 0 単位／月

・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心

身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

※利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度

カ 緊急時等居宅カンファレンス加算 . . . 200単位/回

・ 1 月に 2 回を限度として、病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

キ ターミナルケアマネジメント加算・・・ 400単位/月

・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に対し、事業所が24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

(2) 交通費

2の(3)の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、公共交通機関の場合は実費を、自動車を利用した場合は、その実施地域を越えた地点から1kmあたり20円（往復）の支払いを受けます。

(3) 利用料のお支払い

毎月、 までに前月分の請求をいたしますので、 日まで
に下記の指定口座に振り込み送金してお支払いください。

肥後銀行松橋支店

普通預金口座（口座番号）

口座名義 居宅介護支援事業所 水晶苑

※入金確認後、サービス提供証明書と領収書を発行します。

5 公正中立なケアマネジメントの確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所の前6か

月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりです。

6 事業所の特色等

(1) 事業の目的

利用者が居宅サービスを適切に利用し、自立した生活が送れるよう支援し介護相談、介護計画作成に対応して、総合的に支援します。

(2) 運営方針

- ① 要介護状態、医療機関からの退院、福祉施設からの退所された場合、可能な限り居宅において残存能力が有効的に機能でき、かつ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ② 福祉、保健、医療関係機関との連絡調整を行うことで総合的かつ効果的なサービスが提供できるようにします。
- ③ 苦情処理や損害賠償に際しては、市町村と情報を共有し、適切な改善をします。
- ④ 市町村より介護認定調査の委託を受けた場合は、申請者の居宅に訪問し調査を行います。
- ⑤ 公正中立な立場でご利用者の調査を行い、その知識を有するよう研鑽します。
- ⑥ 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、事業所の担当者から居宅サービス計画に位置づけた個別サービス計画の提出を求めます。
- ⑦ 介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。

(3) 事故発生時の対応について

当事業所は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び取った処置について記録しておきます。

当事業所は、居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

(4) 苦情処理について

当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する、利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、後段 7 に掲げる苦情相談窓口を設けます。また、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を

記録します。

(5) 秘密保持について

当事業所の介護支援専門員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らしません。また、従業者でなくなった後も利用者や家族の秘密を保持します。

(6) ハラスメント対策について

当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメントであって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。また、サービス利用者・そのご家族からのハラスメントにも同様の措置を講じます。

(7) 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(8) 業務継続に向けた取り組みについて

当事業所は、感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った措置を講じます。

(9) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

当事業所は、感染症の発生及びまん延を防止できるよう感染対策委員会の開催や指針の整備等の措置を講じます。

(10) 身体拘束廃止について

当事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアの実施に努めるよう必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(11) 公正中立な立場での業務実施について

当事業所は、ご利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行います。

ご利用者は、介護支援専門員がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、また介護支援専門員が当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

(12) 事業計画、財務内容サービス提供記録等の閲覧について

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関しては、ご利用者お

よびそのご家族のうちこれを希望される方には閲覧を許可しています。
ご希望者は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申し込みください。閲覧希望書は事務所にありますので必要な方は職員へお申し付けください。

(13) 個人情報の利用について

- ① 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点で適正に処分します。
- ② 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
 - ア 居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行
 - イ サービス担当者会議での情報共有
 - ウ 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - エ 当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - オ 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - カ その他官公庁等の法律法令上の照会等
- ③ なお、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。(救急隊や救急病院への情報伝達など)
- ④ また、利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更します。

(14) 主治の医師及び医療機関等との連携について

当事業所は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのために、ご利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、ご利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に必ずお伝えくださいますようお願い致します。

(15) 福祉サービス第三者評価の受審の有無・・・なし

(16) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	ご利用者の直面している課題等を評価し、ご利用者に詳しく説明したうえで、ケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果をもとにケアプランの変更の必要性がある時は、その都度ケアプランを変更します。
職 員 研 修	定期的に、ケアマネージャーの研修を行います。

7 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所

当事業所のご利用者相談窓口	窓口責任者 ご利用時間 ご利用方法	西口 丈三 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30 (土、日、年末年始等休業日は 受付していません) 電話 0964-45-3755 面接 当事業所 苦情箱 (水晶苑玄関に設置)
事業所に相談し難い時は直接 第三者委員に相談できます	第三者委員	浦上 城治 電話 0964-45-2222 戸内 三喜 電話 090-5289-3939

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

宇城市役所高齢介護課	・所在地：熊本県宇城市松橋町大野 85 ・電話：0964-32-1111 FAX：0964-32-0110 ・受付時間：月曜日～金曜日 (8：30～17：15) ※その他、住所地の市役所等の介護保険担当窓口
国民健康保険団体連合会	・所在地：熊本市東区健軍 1 丁目 18-7 (国保連合 会分館) ・電話：096-214-1101 FAX：096-214-1105 ・受付時間：月曜日～金曜日 (8：30～17：00)
熊本県福祉サービス運営 適正化委員会 (熊本県社会 福祉協議会内)	・所在地：熊本市中央区南千反畑町 3-7 (総合福祉 センター内) ・電話：096-324-5471 FAX：096-355-5440 ・受付時間：月曜日～金曜日 (8：30～17：00)

8 担当の介護支援専門員 (ケアマネージャー)

あなたを担当する介護支援専門員は _____ ですが、
やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

9 ご利用者の皆様へのお願い

当事業所が交付するサービス利用表、サービス提供証明書等は、ご利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等といっしょに大切に保管してください。

重要事項の説明を行ったことを証するため、本書2通作成し、ご利用者事業所双方が署名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所 水晶苑のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所 水晶苑

説明者職名 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始を同意しました。

また、居宅介護支援サービスを受けている場合、サービス計画の作成・実施等において、私及び私の家族の個人情報を用い、職員間で共有することに同意します。

ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族代表者又は代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との続柄)

代筆者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との続柄)

別紙 サービス利用状況

① 当事業所の前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	42.2%
通所介護	72.6%
地域密着型通所介護	5.5%
福祉用具貸与	63.5%

② 当事業所の前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	社会福祉法人 豊生会 30.2%	株式会社 優光 12.9%	社会福祉法人 グリーンコープ 11.9%
通所介護	社会福祉法人 豊生会 77.0%	株式会社 ファイン 3.1%	社会福祉法人 水光会 2.5%
地域密着型通所介護	株式会社 優光 100.0%		
福祉用具貸与	株式会社 スマイルワークス 20.6%	ケアパーク 株式会社 18.9%	有限会社 ひまわり 16.5%

社会福祉法人 豊生会
居宅介護支援事業所 水晶苑

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、理解したので同意します。

令和 年 月 日

本人氏名 _____

家族代表者又は代理人氏名 _____
(続柄)

代筆者氏名 _____
(続柄)